



（令和3年分）

収支報告書

（ふりがな） やまもとあきひここうえんかい

- 1 政治団体の名称 山本あきひこ後援会
- 2 主たる事務所の所在地 静岡県葵区平和二丁目24番地14号
- 3 代表者の氏名 山本彰彦
- 4 会計責任者の氏名 西島弘訓

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 静岡県議会議員 現職	公職の候補者の氏名
資金管理団体の届出をした者の氏名 山本彰彦	公職の種類

事務担当者の氏名 山本彰彦

（電話番号） 054-271-2244

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

入力済

(その 2)

収支の状況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額				458,979
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				458,979
支出総額				458,979
翌年への繰越額				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金 額				
員 数				人

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附 (イを除く。) の区分	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	458,979	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア	458,979	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	458,979	

(その7)

(7) 寄附の内訳 (政治団体からの寄附)			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
	十億 百万 千 円					
公明党静岡県本部	243,801	R3. 1. 20	静岡市駿河区大和1-4-26	大口善徳		
公明党葵総支部	100,000	R3. 2. 17	静岡市葵区城北2-9-5	高田好浩		
公明党葵総支部	98,320	R3. 3. 26	静岡市葵区城北2-9-5	高田好浩		
その他の寄附	16,858					
合 計	458,979					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目				金 額		備 考		
						本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出		
1 経常経費				十億	百万	千	円	
(1) 人件費							0	
(2) 光熱水費							0	
(3) 備品・消耗品費							0	
(4) 事務所費							0	
小 計							0	0 経常経費の計
2 政治活動費								
(1) 組織活動費							215,178	
(2) 選挙関係費							0	
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (小計)							243,801	0 (3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費							0	
イ 宣伝事業費							243,801	
ウ 政治資金パーティー開催事業費							0	
エ その他の事業費							0	
(4) 調査研究費							0	
(5) 寄附・交付金							0	
(6) その他の経費							0	
小 計							458,979	0 政治活動費の計
合 計							458,979	

(その 15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	機関紙誌の発行その他の事業費		(宣伝事業費)	
		金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
後援会リーフ印刷費	十億 百万 千 円 83,160	R3. 1. 22	ホワイトドット	静岡市葵区岳美12-20	
後援会だより印刷費	58,616	R3. 4. 12	株式会社エム・ケイ・エム	静岡市駿河区中吉田40-14	
その他の支出	102,025				
合計	243,801				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 3 月 23 日

政治団体の名称 : 山本あきひこ後援会

会計責任者の氏名 : 西島弘訓



（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（ 代表者の氏名 : _____ ）

※ 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は 会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。